

新たな農業農村政策が始まります

国が新しい農業農村政策を策定していますので、一部を紹介し、この政策は農業経営者がチャレンジできる環境を整備するとともに、地域が一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料の自給率向上と安全保障

の確立を進めることを目的としています。農業の高齢化が進み、遊休農地が増加する宗像では、農業を営む環境がさらに厳しくなることが予想されます。



日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための新たな直接支払制度

①新たに「農地維持支払」を創設

都府県 (円/10a)	
田	3,000
畑	2,000
草地	250

②現行の農地・水保全管理支払を「資源向上支払」として組み替え・名称変更

都府県 (円/10a)	
田	2,400
畑	1,440
草地	240

③中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援は、基本的枠組みを維持

新たな経営所得安定対策

食料自給率・自給力の向上、水田フル活用に向けた施策を充実

主食用米への支援

- ▽米の直接支払交付金 ▶▶ 平成26年産米から、単価を7,500円/10aとし、同29年産までの時限措置（同30年産から廃止）
- ▽米価変動補填(ほてん)交付金 ▶▶ 同26年産米から廃止



畑作物への支援

- ▽畑作物の直接支払交付金(ゲタ) ▶▶ ①平成26年産は現行通り。全ての販売農家・集落営農を対象に実施。単価を見直し
- ②同27年産からは法改正し、認定農業者・集落営農・認定就農者を対象とし、規模要件は課さない
- ③26年度から単価を見直し



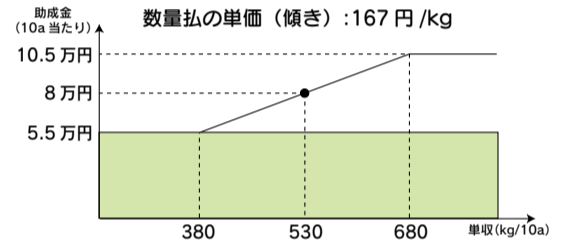
収入減少影響対策

- ▽収入減少影響緩和交付金(ナラシ) ▶▶ ①平成26年産は現行通り実施。ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策を実施
- ②同27年産からは法改正し、認定農業者・集落営農・認定就農者を対象とし、規模要件は課さない



食料自給率・自給力の向上、水田フル活用に向けた施策を実施

- ▽水田活用の直接支払交付金 ▶▶ ①飼料用・米粉用米は、上限を105,000円/10aとする数量払を導入



- 麦・大豆・飼料作物、WCS用稲、加工用米への支援単価は継続
- そば、なたねは、産地交付金からの交付に変更
- ②産地資金を「産地交付金」に名称変更し、飼料用・米粉用米の多収性専用品種への取り組み、加工用米の複数年契約(3年間)の取り組みに対し、12,000円/10aを交付。また、「水田フル活用ビジョン」の策定を、産地交付金の交付要件とする

●二毛作助成 15,000円/10a

●耕畜連携助成 13,000円/10a

産地交付金

- ▽地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づき、水田で作る麦、大豆などの生産向上などの取り組み、地域振興作物や備蓄米の生産の取り組みなどを支援
- ▽国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物、取り組み、単価など)を設定

宗像市地域別農地賃借料情報

平成25年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借の10a当たりの賃借料水準は下表のとおりです。

締結(公告)された地域名	農地区分	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数
吉武地区	農用地	9,600	12,000	3,400	76
	その他	4,000	5,000	1,900	3
赤間地区	農用地	10,000	18,000	6,000	73
	その他	9,500	12,000	6,000	17
河東地区	農用地	11,000	12,000	4,000	89
	その他	12,000	12,000	12,000	2
南郷地区	農用地	8,100	12,000	3,000	130
	その他	8,300	12,000	5,000	13
東郷地区	農用地	9,600	15,000	5,000	109
	その他	8,100	10,200	5,000	30
田島地区	農用地	8,600	12,000	4,100	145
	その他	6,500	12,000	3,000	14
神湊地区	農用地	6,400	8,000	4,000	12
	その他	8,000	8,000	8,000	1
池野地区	農用地	7,000	12,000	3,000	65
	その他	—	—	—	0
岬地区	農用地	6,600	12,000	5,000	9
	その他	—	—	—	0
宗像市	農用地	8,400	18,000	3,000	788
	その他	8,100	12,000	1,900	

* データ数は集計に用いた筆数である
 * 「平均額」は算出結果を四捨五入し、100円単位としている
 * 宗像市の平均額は、データ数による加重平均の値である
 * 農地区分の農用地は農振農用地、その他は農振農用地外農地と市街化農地である

農地利用状況調査を終えて

市内には、調査対象筆数が約2万5000筆ありますが、私たちは河東地区を3人の委員で協力し、4回かけて調査を終えました。私の担当地区は、四ツ塚連山の麓に位置するところが多く、農地は荒れ放題、ほとんど森林化、原野化して復元するのは不可能な対象区ばかりでした。今後、農家の人も高齢化し、まだまだ荒れていくのは目に見えています。

政府は5年後に転作を廃止し、TPPの影響などで、山間地農業は耕作者がいなくなり、利活用されず、不毛の土地になることが心配です。今後、農業委員の役割はますます重要になってくると思います。

(花田敏彦委員)

2013 農業まつり

昨年11月23日、同24日に、JAむなかた本店で農業まつりが開催されました。各委員が、丹精を込めて育てた新鮮な農作物が低価格で直売されました。多くの人が立ち寄り、農事・農政の話もでき、有意義な活動でした。



新鮮な農作物の出店

農地を相続したら届出が必要ですよ!

相続で作付けしなくなったたり、市外に在住したりなどの理由で手放した農地は、遊休農地になります。農地を適正で効率的に利用できるよう、農業委員会はみなさんからの相談を受け付けます。

公募

オリープに関心があり、「宗像オリープ」里山作りがしたい研究会員を募集します。詳細は、研究会代表(武丸) ☎ 90(8299)1595へ問い合わせを。